

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和６年５月９日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

マックスバリュ 西条西店

（２）所在地

東広島市西条町寺家３７９１番地１

２ 変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原南一丁目３番５２号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社フジ	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西一丁目２番１号

３ 変更年月日

令和６年３月１日

4 変更の理由

経営統合のため

5 届出年月日

令和6年4月26日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年5月9日（木）から令和6年9月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市 産業部 産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年9月9日（月）

(2) 提出先

東広島市 産業部 産業振興課